

## 議案第10号

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、監査委員の報酬額を見直すとともに、行政不服審査会委員及び介護認定調査員の報酬を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項中「636,000円」を「1,080,000円」に改め、表彰審査会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 6,000円
-----------	-----------

別表介護認定審査会委員の項の次に次のように加える。

介護認定調査員	1件につき 3,600円
---------	--------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。